

清水丘聖地霊園 第一霊園

清水丘聖地霊園 第二霊園

## 一般墓地利用の手引き（共通）

さしま環境管理事務組合

さしま斎場

連絡先：0280（87）0619

令和7年度 改定

# 目 次

霊 園 概 要	1
墓 所 使 用 条 件 に つ い て	2
石 碑 等 を 建 て る と き は	3
施 設 基 準 に つ い て	3
墓 地 の 平 面 図 及 び 墓 地 使 用 区 画 の 制 限 略 図	4
〈お墓の設置基準〉	5
埋 葬 ・ 改 葬 に つ い て	6
墓 地 の 返 還 に と も な う 永 代 使 用 料 の 還 付 に つ い て	6
使 用 権 の 承 継 及 び 変 更	6
使 用 権 の 消 滅	7
使 用 権 の 取 消	7
住 所 ・ 本 籍 等 の 変 更	7
使 用 上 の 諸 手 続 き 一 覧 表	8
〈清水丘聖地霊園の位置図〉	

## 霊園の概要

1. 霊園の名称 清水丘聖地霊園 第一霊園
2. 位置 茨城県猿島郡境町長井戸 2922 番地
3. 面積 6,337 m<sup>2</sup>
4. 園内施設 普通墓地区画数 (1 区画 3 m<sup>2</sup> ・ 740 区画)  
休憩所 (東屋) トイレ 駐車場 水道
5. 使用料 一般墓地永代使用料 330,000 円 (管内)  
389,400 円 (管外)  
管理料 5,000 円 (年額)

1. 霊園の名称 清水丘聖地霊園 第二霊園
2. 位置 茨城県猿島郡境町長井戸 2903 番地
3. 面積 9,814 m<sup>2</sup>
4. 園内施設 普通墓地区画数 (1 区画 3 m<sup>2</sup> ・ 553 区画予定)  
樹林葬墓地収蔵数 (埋蔵数 20,000 体)  
休憩所 (東屋) トイレ 駐車場 水道
5. 使用料 普通墓地永代使用料 350,000 円 (管内)  
413,000 円 (管外)  
管理料 6,000 円 (年額)  
樹林葬墓地永代使用料 85,000 円 (管内)  
100,000 円 (管外)

## 墓所使用条件について（一般墓地）

●以下は清水丘聖地霊園 第一霊園、清水丘聖地霊園 第二霊園（共通）となります。

清水丘聖地霊園 第一霊園、清水丘聖地霊園 第二霊園の一般墓地は全区画 3 平方メートル（間口 150 cm×奥行 200 cm）の区画寸法となっております。（注：1）

墓石を建立するときは、碑石等の大きさに制限（注：2）がありますので基準に沿って設置して頂きます。

申込は使用者（一世帯）について一区画です。将来に備えて確保したい方、遠方の墓地を移転したい方でも申し込むことができます。従って墓石等を直ぐにお建てにならなくても結構です。

申込には「墓地使用許可申請書」「墓地の使用許可申請に関する誓約書」「暴力団等反社会的勢力ではないことに関する確認書」と「住民票謄本」（1 ヶ月以内・世帯全員のもの）提出して頂きます。

使用料、管理料を納付して頂き許可書が発行されましたら、墓地の使用が可能となります。（注：3）

また、区画の管理責任は、墓地をお求めになられた方にありますので、常に使用場所の清浄、尊厳維持に努めてください。

（注：1）墓石建設時は、4 cm×4 cmの杭が前後左右にある為、間口は、杭の内から内まで 146 cm、奥行きは杭の内から外まで 198 cmになります。

**★第二霊園には 4.5 cm×4.5 cmの杭が設置されていますが、有効寸法は上記と同じになります。**

（注：2）高さ制限 180 cm以下

（注：3）墓地は分譲するのではなく、永年にお貸しすることになります。従ってその代金としてお支払い頂くのが永代使用料です。また、霊園内の芝刈、草取り、樹木の選定等、霊園の維持に要する費用として納めて頂くのが管理料です。

## 石碑等を建てるときは

使用許可の下りた墓地内で石碑（お墓）を建てる際には、依頼される業者を通じて、工事の始まる 10 日前までに「埋葬場所工事施行届」を提出し「埋葬場所工事承認票」の交付を受けてから工事に着工して下さい。

工事が完了しましたら、速やかに工事の終了を報告して下さい。斎場係員による工事の検査をします。

※墓石建設時の図面等の単位はセンチメートル表示にして下さい。

※図面等に不備があった場合は受付できませんのでご注意ください。

## 施設基準について

明るく清潔な霊園づくりを目的として次の施設基準を設けています。これらの基準を超えることは出来ませんので十分注意をして設置して下さい。

### 1. 墓石等の高さ制限、設置基準

- (1) ・ 囲障 65 cm                      ・ 碑石 180 cm                      ・ 形象類、その他工作物 150 cm
- (2) 測定基準点は埋葬場所前方の園路縁石上とします。
- (3) 埋葬場所の入口は埋葬場所前方の園路側とする。
- (4) 碑石は園路側を正面とし園路から 1 メートル以上離すこと。
- (5) 樹木、草花等を植栽しない事。

碑石・・・・・・・・・・ 石に字などを刻んで建てたもので、遺骨を入れるカロートの上に建つ墓石の 1 基をいう。

形象類・・・・・・・・・・ 宗教的な意味を形どって作った像をさし、地上式納骨室、灯、地藏尊などをいう。

その他の工作物・・ 碑石、形象類以外のもの。例えば墓誌、塔婆立、門柱などをいう。

## 埋葬・改葬について

墓地には死体を埋葬することは出来ません。焼骨、遺骨を埋葬、あるいは改葬する場合には、埋葬にあつては「埋火葬許可証」改葬にあつては「改葬許可証」に「墓地使用許可証」を添えて斎場の受付窓口に提出してください。

無届のまま、埋葬あるいは改葬されると埋葬を証明する書類が当組合から発行されませんのでご注意ください。

詳細については諸手続き一覧表をご覧ください。

## 墓地の返還に伴う永代使用料の還付について

墓地使用許可を受けた日から3年以内に未使用の墓地を返還する場合には納めた永代使用料の半額が還付されます。ただし、墓地の使用権の取り消しにより返還させられた場合は除きます。

## 使用権の継承及び変更

〈承継〉

※注

使用者が亡くなられた場合には速やかに「祭祀を主宰する者」として、お墓を承継する方を決定して頂き「墓地使用権承継届」を提出して頂きます。

〈生前承継〉

使用者の変更は、原則相続による承継のみとなりますが、次のいずれかに該当する場合は使用者の生前に承継することが出来ます。

- ① 使用者が高齢、疾病等により祭祀の主権を行うことが困難と認められ、使用者の地位の承継についての同意がある場合。
- ② 使用者が外国に帰化し又は永住し、同意がある場合。
- ③ 使用者が婚姻又は養子縁組し、同意がある場合。
- ④ 使用者が離婚又は離縁し、同意がある場合。

「墓地使用権承継届」の他「同意書」「生前承継に関する誓約書」を提出して頂きます。

※注意： 先祖のお墓を守り供養することは、子孫の大事な勤めになります。それを行なう者を、法律上では祭祀主宰者（祭祀承継者）と言います。

## 使用権の消滅

次のいずれかに該当した場合は、使用権は消滅します。

- ① 返還                                    使用者が返還届を提出し墓地を返還したとき。
- ② 使用者等の不明                    使用者又はその家族、縁故者が10年以上不明のとき。  
(この場合、法に基づき無縁仏とし他の場所へ改葬します。)

## 使用権の取り消し

次のいずれかに該当したときは、使用権を取り消します。

- ① 目的外の使用                        墓地をその目的外に使用したとき。
- ② 第三者の使用                        使用権を譲渡又は転貸したとき。
- ③ 管理料の滞納                        使用者が3年間管理料を滞納したとき。
- ④ 法律・条令違反                    法律または条令に違反したとき。

使用権を取り消された方は、墓地をただちに使用する前の状態に戻し返還しなければなりません。行わない場合は、組合が代わって実施し、その費用を徴収します。

## 住所・本籍等の変更

管内（境町、五霞町、坂東市、古河市）での移転、本籍の変更は、「記載事項変更届」を提出してください。

上記区域以外への転出の場合は、転出後「記載事項変更届」と「代理人指定届」を提出してください。また、上記区域外の方が墓地を承継する場合も「代理人指定届」を提出して頂きます。

## 使用上の諸手続きの必要書類と説明

申請・届出事項	時期	必要書類（説明）
工事の着手	事前	「埋葬場所工事施行届」（関係書類添付） 「墓地使用許可証」
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事着手 10 日前までに認印を持参し窓口へ提出してください。</li> <li>・承認票を工事現場に提示してください。</li> </ul>
工事の完了	事後	工事完了の報告
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了後 10 日以内に報告して下さい。職員の検査終了後使用できます。</li> </ul>
埋葬	同時	「墓地使用許可証」
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・さしま斎場窓口へ提出してください。</li> </ul>
改葬 (当墓地へ)	同時	「改葬許可証」 「墓地使用許可証」 「改葬受入証明申請書」
		<p>次の順序で手続きしてください</p> <p>①遺骨所在の市区町村窓口で改葬許可申請を受領し、寺院、墓地で証明を受けその市区町村窓口で改葬許可証をもらいます。</p> <p>※改葬許可証申請時に受入証明などが必要な場合、さしま斎場にて「改葬受入証明書」を発行します。</p> <p>②上記書類等をさしま斎場窓口へ提出してください。</p>
改葬（当墓地から他の墓地へ）	事前	「改葬許可申請（境町役場）」 「墓地使用許可証」 「埋蔵証明申請書」
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口へ提出してください。改葬許可申請書に埋蔵の証明をします。埋蔵証明が必要な場合は「埋蔵証明書」を発行します。</li> </ul>
許可証の再交付	事後	「墓地使用許可証再交付申請書」 「住民票抄本」
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料（200 円）が必要です。</li> </ul>
住所・本籍等の変更	事後	「墓地使用許可証再交付申請書」 「住民票抄本」 「戸籍謄本」 「墓地使用許可証」
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、本籍等の変更の場合</li> </ul>
管外への転移	事後	「墓地の管理及び管理料納付」 「代理人指定届」 代理人の「住民票抄本」
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内（境町、五霞町、坂東市、古河市）から他へ住所移転する場合に管理の為代理人を指定します。</li> </ul>
使用权の承継及び変更	事後	「墓地使用权承継届」 「墓地使用許可証」 「戸籍謄本」 「住民票抄本」
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生前承継の場合は次の書類も合わせて必要になります。</li> <li>「同意書」 「生前承継に関する誓約書」</li> </ul>
墓地の返還	事前	「墓地使用許可証」 「墓地返還届」
管理料の減免	事前	「墓地管理料減免願」

※各種の申請書等の用紙については、組合ホームページ及び組合窓口にて用意してあります。

詳しいことは当組合、さしま斎場にお尋ね下さい。